三　職員の福利及び厚生の用に供する不動産
四　前二号に掲げるもののほか、他の者に貸し付ける不動産（国又は地方公共団体に貸し付けるものにあつては、有料で貸し付けるものに限る。）
五　直接その本来の事業の用に供するものとして建設計画が確定していない不動産
第三十七条の二の五中「独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構法」に、「第二号、」を「第三号、第四号又は」に改め、「又は第八号」を削り、「当該」を「これらの」に改める。
第三十七条の七中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第一号」に改める。
第三十七条の九の五中「。第二号において「機構法」という。」を削り、「又は第十号」を「又は第三項から第五項まで」に改め、同条第二号を次のように改める。
二　宿舎の用に供する不動産
第三十七条の九の六中「国立研究開発法人水産総合研究センターが国立研究開発法人水産総合研究センター法」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育機構法」に、「）第十一条第一項第一号から第四号まで」を「。第二号において「機構法」という。）第十二条第一項第一号から第五号まで」に改め、同条第二号中「宿舎」の下に「（機構法第十二条第一項第五号に規定する水産に関する学理及び技術の教授を受ける者のための宿舎を除く。）」を加える。
第三十七条の九の七中「第七号」を「第八号」に改める。
第三十九条の十四の見出し中「第七十四条の二十三第六項」を「第七十四条の二十三第七項」に改め、同条中「第七十四条の二十三第六項」を「第七十四条の二十三第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十四条の二十三第六項」を「第七十四条の二十三第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。
第三十九条の十五を次のように改める。
（道府県たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）
**第三十九条の十五**　法第七十四条の二十四第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七十四条の二十四第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七十四条の二十三第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。
第四十条の二の見出し中「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に改め、同条中「第九十条第六項に規定する申告書の提出期限」を「第九十条第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。
第四十一条を次のように改める。
（ゴルフ場利用税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）
**第四十一条**　法第九十一条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第九十一条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第九十条第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。
第二章第六節中第四十一条の次に次の一条を加える。
**第四十二条**　削除
第四十三条の十八の見出し中「第百四十四条の四十七第六項」を「第百四十四条の四十七第七項」に改め、同条中「第百四十四条の四十七第六項に規定する申告書の提出期限」を「第百四十四条の四十七第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第百四十四条の四十七第六項」を「第百四十四条の四十七第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。
第四十三条の十九中「第百四十四条の四十八第一項」の下に「又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」を加え、「代え」を「代えて」に、「においては、同項」を「には、法第百四十四条の四十八第一項又は第三項」に、「同項に」を「同条第一項又は第三項に」に改める。
第二章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に次の一節を加える。

**第八節**　自動車税

（法第百四十五条第三号の自動車の付加物）
**第四十四条**　法第百四十五条第三号に規定する自動車に付加して一体となつている物として政令で定めるものは、次に掲げる物とする。
一　ラジオ、ヒーターその他の自動車に取り付けられる自動車の附属物
二　特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な機械又は装置のうち、人又は物を運送するために用いられるもの
（法第百四十六条第二項の運行以外の目的に供するために自動車を取得した者）
**第四十四条の二**　法第百四十六条第二項に規定する運行以外の目的に供するために自動車を取得した者として政令で定めるものは、道路（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第六項に規定する道路をいう。）以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる自動車その他法第百四十六条第二項に規定する運行の用に供されない自動車を取得した者とする。
（法第百五十条第一項第二号の法人の分割等）
**第四十四条の三**　第三十七条の十四の規定は、法第百五十条第一項第二号に規定する政令で定める分割について準用する。
2　第三十七条の十四の二の規定は、法第百五十条第一項第三号に規定する政令で定める場合について準用する。
（徴税吏員の自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）
**第四十四条の四**　道府県の徴税吏員は、法第百五十一条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。
2　道府県の徴税吏員は、法第百五十一条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。
3　道府県の徴税吏員は、法第百五十一条第四項の規定により留め置いた物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
（法第百七十一条第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）
**第四十四条の五**　法第百七十一条第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
一　法第百七十一条第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。
二　前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合
イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該納付すべき税額に係る法第百六十条第一項各号に規定する納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）
ロ　道府県知事が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合　当該申告書の提出があつた日